

学校開放事業に関する注意事項（令和5年4月28日版）

※令和5年5月8日以降の取り扱いを示したものです。

1 はじめに

学校開放事業は学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放するものです。教育活動に影響を与えないよう、学校・運営団体・利用者がそれぞれ感染拡大防止に努めながら活動する必要があります。「2 事業実施条件」に記載しております感染症対策等の条件を守って、学校開放事業を実施してください。また、利用者に感染が確認された場合は、「3 利用者の感染が判明した場合」のとおり、ご対応をお願いいたします。

なお、これまで中止としていた学校開放を再開する場合は、学校と文化・スポーツクラブの間で協議を行い、利用にあたって守るべきルールを確認してください。

2 事業実施条件

ア 活動終了時刻

活動終了時刻は、21時です。

※終了時刻の21時までには清掃作業等を終了してください。利用後は利用場所や学校敷地内、門付近にとどまらず、清掃等が終了次第、退出してください。

イ 感染症対策

(ア) 基本的な感染症対策について

手洗い、咳エチケット、換気及び健康観察などの基本的な感染症対策を行ってください。

(イ) 利用者の健康観察について

発熱・下痢・嘔吐・発疹等明らかな体調不良がある場合は無理に活動に参加せず、自宅で療養してください。

(ウ) マスクの取り扱いについて

屋内外を問わず、**個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用を求めません。**

※**運動時は、今後、熱中症の危険性が高まる**ことから、特に**積極的にマスクを外すよう呼びかけ**をお願いします。

※基礎疾患や花粉症など様々な事情により、マスクの着用を希望する方あるいはマスクの着用を希望しない方もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにしてください。

(エ) 活動場所の清掃・消毒について

普通使用許可書に利用場所の原状復帰と清掃が規定されています。日常的な清掃、利用者の手洗いなどを適切に行ってください。活動後の消毒は省略します。ただし、**利用者の感染が判明した場合は**、感染拡大防止対策として**活動中によく触れる場所や共有物品の消毒**を行ってください。

※学校と協議した結果、引き続き消毒作業が必要な場合は学校の指示に従ってください。

(オ) 利用者への周知について

利用者全員が感染防止対策を実施できるよう、別紙1「学校開放事業を利用する皆さんへ（令和5年4月28日改訂版）」の内容を**利用者に共有**してください。（別紙1の配布は任意とします。）また、学校と運営団体間の事前調整で決定した内容がある場合は、併せて利用団体に周知してください。

ウ 他団体との試合や合同練習

他団体と試合や合同練習を行う場合は、利用者全員が感染防止対策を実施できるよう、別紙1「学校開放を利用する皆さんへ（令和5年4月28日改定版）」の内容を他団体の代表者にも共有してください。（別紙1の配布は任意とします。）

エ 使用用具

学校開放で使用する用具は利用者が用意します。クラブや登録団体が所有する備品や消耗品を学校に保管することは原則禁止です。運営団体が個別に学校と調整する場合は次のとおり行ってください。

（ア）学校に許可を得て校内保管している備品等がある場合

備品の保管場所、取扱い等について、運営団体は必ず学校と調整し、合意した内容を実施してください。

（イ）学校備品を借りて活動している場合

運営団体は学校備品を引き続き使用して問題ないか、学校に確認してください。あわせて、備品の取扱い等について学校の指示に従ってください。

3 利用者の感染が判明した場合

学校開放利用者に感染が判明した場合は、「2 事業実施条件」に加えて、次のとおりご対応をお願いいたします。

（1）利用者（感染者等）の行うこと

感染した旨を速やかに所属する利用団体に報告します。

（2）利用団体の行うこと

感染拡大防止のため、必要に応じて活動中によく触れる場所や共有物品の消毒を行ってください。

※運営団体や学校への報告は不要です。（学校から求められた場合はご対応ください。）

（3）利用団体内の感染者が増え、感染拡大傾向にある際の対策について

「大声での会話を控える」、「近距離で向かい合っでの発声を控える」、「3密（密閉・密集・密接）を回避する」などの感染症対策が有効とされますので、状況に応じて対策を行ってください。

4 自主事業について

運営団体が主催する地域に向けたスポーツ・文化活動の企画・実施については、感染症対策に十分配慮したうえで実施してください。